

**「平成30年度みんなでグッジョブ運動強化事業」に係る業務委託
企画提案仕様書**

本公募は、沖縄県の本予算成立及び本事業に係る予算成立決定を前提としたものであり、予算成立決定後に効力を生じるものです。県議会において予算案が否決された場合、または予算額に変更があった場合は、契約を締結しないことがありますので、あらかじめご了承ください。

1 業務の名称

平成30年度みんなでグッジョブ運動強化事業業務委託

2 委託業務の期間

契約締結の日から平成31年3月29日まで

3 事業の背景

沖縄県では、厳しい雇用情勢に鑑み、県民が一丸となって産業と雇用の拡大に取り組むことにより雇用情勢の全国並み改善を図ることを目指し、平成19年度から「沖縄県産業・雇用拡大県民運動（みんなでグッジョブ運動。以下、「県民運動」という。）」を推進しているところである。

これまで、広報啓発活動等による「県民運動」の全県的な展開、若年者等の就業意識の向上を図るための取組、地域・家庭・企業等の主体的かつ具体的な行動を促すための取組など、産業と雇用の拡大及び雇用の質の向上に向けた様々な取組を実施してきた。

このような取組等により、完全失業率の改善や就業者数の増加など雇用情勢は着実に改善しつつあるものの、全国との差は依然として大きく、若年者を取り巻く雇用環境も厳しいことから、「県民運動」の展開を強化拡充し、県民各層の関心を喚起して、主体的かつ具体的な行動を促すための様々な取組を推進していく必要がある。

4 予算額

委託料 23,521,000円(消費税込み)以内とする。

5 事業の目的

本業務は、産業と雇用の拡大に繋がる様々な施策・取組を効果的なものとするため、県民が一丸となって取り組む「県民運動」を推進し県民各層の関心を喚起するとともに、主体的かつ具体的な行動を促すことにより、本県の雇用情勢の全国並み改善及び雇用の質の向上を図ることを目的とする。

平成30年度は、県内の経済団体や教育関係機関、各地域団体等各種団体との連携を推進し、県民各層の産業と雇用の拡大及び雇用の質の向上に向けた主体的かつ具体的な行動を促すとともに、効果的な広報啓発活動により、さらに全県的な「県民運動」の展開を図る。

6 業務委託の内容

雇用に関する県民意識の喚起と県民各層の主体的かつ具体的な行動を促すため、下記の取組を実施する。

(1) 「県民運動」の推進体制に関すること

① 沖縄県雇用対策推進協議会幹事会の開催

「県民運動」の推進母体である「沖縄県雇用対策推進協議会」の構成団体間の連携を強化し、産業と雇用の拡大に向けて一丸となった取組を推進するため、次のとおり幹事会を開催する。

ア 「沖縄県雇用対策推進協議会幹事会」の開催

- a 年2回程度の開催とする。
- b 業務の内容は、会場使用及び飲食の手配、会場設営、会議の写真撮影、その他会議の開催に必要な業務とする。

※本部会議の開催は県が実施することとする。

② その他県民運動の推進等に係る会議の開催

(2) 「県民運動」の広報啓発の推進に関すること

① 「県民運動」推進月間（7月）の実施

ア 「県民運動」特別イベントの実施

- a 県内各地で行われている産業と雇用の拡大や雇用の質の向上、就業意識の向上に関する取組等を周知広報し、県民各層の主体的な行動を促進し、「県民運動」機運を高める内容のイベントを実施する。
- b 実施の際は、会場周辺の安全確保（歩行者及び自動車等の交通整理等含む）を図り、警察機関との連携についても想定すること。
- c 救護室については、会場内の適切な場所に設置・確保し、看護師等の配置を行うとともに、消防機関との連携についても想定すること。

【企画提案】 下記の留意事項を踏まえ、本イベントの取組内容・方法等をご提案ください。

（留意事項）

- ・開催月は7月とし、日時・場所、取組の運営・進行・周知方法等を具体的に示すこと。
- ・開催期間は1日とすること。
- ・県民各層や各地域の団体の主体的な取組が促せる内容とすること。
- ・県内経済団体や教育関係機関、地域コミュニティ等と連携した内容とすること。
- ・県民への周知とともに、マスコミ取材（メディアを活用したPR）が見込める内容とすること。

イ 沖縄県産業・雇用拡大県民運動推進功労者表彰

- a 産業と雇用の拡大及び雇用の質の向上の推進に顕著な功績又は功労のあった

者を顕彰し、その取組を広く普及させるため、沖縄県産業・雇用拡大県民運動
功労者表彰を実施する。

- b 業務内容は、審査委員報酬・旅費等の支出、賞状の準備(琉球漆器)、表彰式
に係る会場・横断幕等の準備、表彰式の運営、写真撮影、その他表彰の実施に
必要な業務とする。

② メディアを活用した広報啓発

ア テレビ番組を活用した広報啓発

- a 「県民運動」の県民への浸透、若年者等の就業意識の向上等を図るため、テ
レビ番組を制作し、一定期間にわたって放送する。
- b テレビ番組の題材としては、沖縄県の雇用情勢の改善につながる内容とする。
(例)・県内の産業界の魅力を発信しミスマッチの改善等に繋がる内容
 - ・働く人や企業に焦点をあて働く魅力を伝える等、若年者の職業選択にお
いて参考となる内容
 - ・働きやすい職場環境ややりがいを持って働ける職場環境の整備、ワーク
ライフバランス、高齢者雇用の促進等、雇用環境改善の参考となる内容
 - ・若年者の就業支援(就業意識向上)の取組紹介等、若年者の職業選択や
それらの支援の参考となる内容
 - ・その他、県内の雇用情勢改善に繋がる内容

【企画提案】下記の留意事項を踏まえ、テレビ番組の制作・放送についてご提案くだ
さい。

(留意事項)

- ・番組名、企画趣旨、所要時間、放送期間、放送回数、出演者等内容を具体的
に示すこと。
 - ・番組内容は、「県民運動」の推進、若年者や企業・家庭・地域等の主体的か
つ具体的な行動を促す内容であること。
 - ・放送の所要時間・回数については、少なくとも2か月以上にわたり複数回(8
回以上)の放送とすること。
- ※放送後は、HP や YouTube による視聴等、コンテンツの活用が可能となる提
案が望ましい。

- ③ 専用ホームページ(「みんなでグッジョブ運動」ウェブサイト)に関すること
業務内容は、専用ホームページに係る管理運営等の支出業務とする。

④ 年度ポスターの制作

ア 平成30年度「県民運動」ポスターの制作

- a 「県民運動」の県民への浸透を図るため、年度ポスター(B2版片面、カラ
ー、1,000部制作予定)を制作し関係機関へ配布をする。

【企画提案】下記留意事項を踏まえ、平成30年度「県民運動」ポスターのデザイン
案をご提案ください。

(留意事項)

- ・ポスターには「働く夢、広げよう」の文言を用いる。
- ・デザイン案は、A4版縦置きにカラーで制作すること。

(3) 地域・団体等の主体的な取組の推進に関すること

地域・団体等との連携の推進

ア 団体等との連携の推進

- 企業や教育機関、家庭・地域など各主体における「県民運動」の展開や全県的な雇用改善に向けたキャリア教育等の浸透を図るため、沖縄県雇用対策推進協議会幹事会の構成団体や教育機関等関係団体との連携の取組を推進する。
- 上記の関係団体等との連携の取組のほか、必要な場合には、関係団体が実施する取組・事業への支援を行う。

【企画提案】下記留意事項を踏まえ、団体等との連携の推進についてご提案ください。

(留意事項)

- ・連携する取組の内容等を具体的に示すこと。
- ・連携する団体を具体的に示すこと。
- ・連携する取組は3件程度とし、沖縄県雇用対策推進協議会幹事会の構成団体及び教育機関を基本とすること。

イ グッジョブ・スクールの開催

- 地域の企業、学校、住民等が参加し、連携・協働して、子供たちに「地域の仕事」や「働くことの大切さ」を教える、地域住民参加型のキャリア教育学校である「グッジョブ・スクール」を開催する。
- 実施の際は、会場周辺の安全確保（歩行者及び自動車等の交通整理等含む）を図り、警察機関との連携についても想定すること。
- 救護室については、会場内の適切な場所に設置・確保し、看護師等の配置を行うとともに、消防機関との連携についても想定すること。

【企画提案】下記留意事項を踏まえ、「グッジョブ・スクール」の取組内容・方法等をご提案ください。

(留意事項)

- ・開催日時・場所、取組の運営・進行・周知方法等を具体的に示すこと。
- ・開催期間は、1日とすること。
- ・実施数は2回以上とする。
- ・地域全体で子供たちの将来を考え、子供たちが「夢」と「希望」を持って、「職業観」や「就業意識」、「チャレンジ精神」を育む取組とすること。
- ・地域の施設を活用し、地域の住民、企業、団体等が参加して地域の「絆」を育む取組とすること。

(4) その他「県民運動」の推進及び各主体の具体的な行動を促す取組

【企画提案】上記（１）から（３）のほか、「県民運動」の推進や各主体（企業、家庭、教育機関、若年者等）の具体的な行動を促すための取組をご提案ください。

7 再委託の制限等

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。

また、契約金額の大半にあたる業務のほか、委託業務の成否に密接に関わる以下の業務（以下、「契約主たる部分」）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱をすることがある。

○契約の主たる部分

契約金額の５０％を超える業務

企画判断、管理運営、指揮監督、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の競争入札参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲

本委託契約の履行にあたり、委託先が第三者に委任し、又は請負わせることができる業務の範囲は以下のとおりとする。

○再委託により履行することのできる業務の範囲

（当事業の目的及び内容に応じた再委託）

テレビ番組等メディアの撮影・編集・放送など、メディアを活用した広報啓発の取組等で、必要性の認められるもの

団体等との連携の推進に係る事業で、必要性の認められるもの

(4) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

また、承認を得る際は、再委託契約の相手方の暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でない旨の誓約書を県へ提出しなければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りではない。

○その他、簡易な業務
資料の収集・整理
複写・印刷・製本
原稿・データの入力及び集計

8 その他

採用された企画提案書については、実施段階において予算や諸事情を勘案し、協議により変更することがある。